

令和6年7月1日

◎久保委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。

(10時9分開会)

◎久保委員長 本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、請願一覧表のとおりであります。

日程につきましては、日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、7月3日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

それではお諮りいたします。日程については、日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎久保委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、請願及び報告事項を一括議題として、説明を受けることにします。

《林業振興・環境部》

《請願》

◎久保委員長 初めに、請願についてであります。

請第1号「地震がくる前に伊方原発3号機の運転停止を求める請願について」でございます。

執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第1号「地震がくる前に伊方原発3号機の運転停止を求める請願について」(環境計画推進課)

要旨。能登半島地震の惨状を知り、また4月17日に豊後水道(南海トラフ震源域内)で発生した震度6弱の強さの地震があったことで、県民の多くは地震への畏れと、原発事故が重なった原発震災への危惧を抱いたのではないかと。四国唯一の原発、四国電力伊方発電所は、愛媛県佐田岬半島の付け根に位置し、北側の瀬戸内海の沖合には日本最大の活断層中央構造線が横たわり、南側からは南海トラフ巨大地震が迫る。

しかも、伊方原発3号機は、核兵器の材料であるプルトニウムとウランを混合した核燃料(MOX燃料)を軽水炉で核分裂させるプルサーマル発電を行っている。福島原発事故の際、地上300メートルの高さまで爆発した3号機と同じ発電方式を行っているのである。

いつどこで地震が起きるか、専門家ですら予測困難なこの日本列島において、自然災害は避けられなくとも、原発事故という極めて重大な結果を招く人災は二度と起こさせたくないとする。県として県民の不安を解消すべく、大きな地震が来る前に、伊方原発3号機の運転を停止させるよう、以下の事項を請願する。

1 高知県として、県民の不安を払拭すべく、四国電力に対し伊方原発3号機の運転停止

を働きかけること。

請願者、高知市曙町 1-39-12、グリーン市民ネットワーク高知共同代表外京ゆり。

紹介議員、塚地佐智、はた愛、坂本茂雄、岡田竜平。

受理年月日、令和 6 年 6 月 26 日。

◎久保委員長 それでは、関係課からの参考説明を求めます。

◎高橋環境計画推進課長 先ほどの伊方原発に関する請願につきまして、御説明申し上げます。カーボンニュートラルの実現を目指していく中で、原子力発電への依存度を低減するためには、再生可能エネルギーの主力電源化を進めていくことが重要だと考えております。しかしながら、再生可能エネルギーの主力電源化に向けましては、例えば、送電網の容量の問題、あるいは需要に合わせた調整力の確保といった様々な課題を解決していくことが必要でありまして、その解決にはまだ一定の期間を要することが見込まれております。このため、電力の安定供給の重要性も考えますと、当面の間は、原子力発電も一定程度活用せざるを得ないものと考えております。

他方で、原子力発電の稼働に当たりましては、もとより安全の確保が大前提となっております。この点については、平素から、県から四国電力に対して安全対策の徹底を求めているところでありまして、さきの株主総会におきましても、本県から国の新規制基準に、安全性の向上のための評価を踏まえ、常に万全の安全対策を講じていただくこと、さらに、本年 1 月 1 日に発生いたしました能登半島地震については、原子力規制委員会におきまして、新規制基準に反映すべき新たな知見があるのかといった観点から分析がなされる方針が示されております。この中で新たな知見が示された場合には、速やかに安全対策を反映いただくといったことを要請したところがございます。引き続き、四国電力に対しましては、安全に絶対はないとの認識のもと、万全の安全対策を講じていただくよう、県からもしっかりと求めてまいりたいと思っております。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎はた委員 先ほどの県の株主総会での説明についてなんですけれども、再エネを主力電源化していくことの必要性とあわせて、時間がかかる課題がある状況の中で、原発依存をやめることそのものを発言されたのか。

◎高橋環境計画推進課長 原発依存そのものをやめることについての発言はいたしておりません。

◎はた委員 安定供給のために原発が少なからず必要というのが、県の立場なのか。

◎高橋環境計画推進課長 現時点においては安定供給のために原子力発電が必要との立場でございます。

◎はた委員 株主として、県がいろんなチェックはされていると思うんですが、四国電力として再生エネルギーの構成割合が増えているかどうか確認されているでしょうか。

◎高橋環境計画推進課長 四国電力からは、再生可能エネルギーは増えているとお聞きしていますし、公表資料でも出されているのではないかと思います。特に太陽光発電など四国で増えていますので、そういった形で増加していると認識しています。

◎はた委員 県が危険性をどういうふうに認識して、株主総会で発言するかが、今、大変問われていると思います。今回請願者の方からお話がありました大事な2点について、中央構造線を含む南海トラフの地震想定エリアで4月に地震が起きた、こういう地震に対する、また、それとあわせた原発の危険性を感じているのかどうか、その認識が一つ。もう一つ、プルサーマル発電をしていることに対する危険の認識について県の見解をお願いします。

◎高橋環境計画推進課長 まずは地震に対する危険性だったかと思います。もう一つはプルサーマル発電の危険性。いずれも伊方発電所の再稼働があるときに、県は四国電力との勉強会で何回もやり取りをさせていただいています。その中で、先ほどの地震の問題でありますとか、プルサーマル発電が安全かどうか、県から幾つも質問し、回答し、それを県民の皆様にも公表しているところです。こういった形で、県としても安全性についてはしっかり確認してきたと考えております。

◎はた委員 安全性の確認ではなくて、県としてプルサーマル発電が、活断層の近くで操業されていることに対する、そもそもの危険認識があるのかどうか。

◎高橋環境計画推進課長 原子力発電所を安全に運転するという意味では、当然地震なりプルサーマルのリスクにしっかり備えていくことが必要であり、もちろん危険性は一定あると思いますが、それにしっかり備えていくことが重要だと考えております。

◎はた委員 備えではなくて、今聞きたいのは、危険性の認識があると考えなのか、危険性はないと考えているのか。分かりやすく回答いただけますか。

◎高橋環境計画推進課長 東日本でもありましたように1度地震が起きて、原子力発電が止まるとか、あるいは核燃料が漏えいするといった事故があれば、当然危険性はあるのが原子力発電だと認識しております。

◎寺内委員 電力の安全で安心な供給が必要だと思うんですけど、高知県も含めて四国全体で、自然エネルギー自体では、今、安全で安定な供給はできないと理解したんですけど、それでよろしいでしょうか。

◎高橋環境計画推進課長 自然エネルギーはやはり変動、太陽光発電は夜に発電しませんし、風力発電も常に一定発電しているわけではございませんので、安定性が少し欠けているのが現状だと思います。

◎寺内委員 それから、福島原発の大きな教訓はメルトダウンを起こしたこと。このメルトダウンを起こさないことが大きな課題だと思うんですけども、四国電力も教訓を踏まえて対策をとったと思うんですけど、どのような安全対策がとられているのか確認されて

いるでしょうか。

◎高橋環境計画推進課長 基本的には原子力規制委員会で定めた新規制基準に基づく安全の確保がされておりますし、バックアップ電源については、電源車とか蓄電池を津波が来ない高台に構える対策をされていると聞いております。

◎岡田（竜）委員 四電にも安全の確保を求めていくと御発言がありましたけれども、今回能登半島で地震が起きて、志賀原発でも影響があったとお聞きしています。そこで検証もしておられるでしょうけれども、県で検証結果を踏まえて避難計画等々に反映させたりするのか、これを踏まえて四電に安全の確保を求めていくのか、まず教えてください。

◎高橋環境計画推進課長 さきの能登半島地震では、様々な地震対策の面からも、原子力防災の観点からも幾つかトラブルがあったと認識していますので、原子力発電については原子力規制委員会で1年程度かけて検証していくとお聞きしておりますので、そうした中で、新しい対策が必要との知見が出てくれば、県としても四国電力にしっかりと対応を求めてまいりたいと考えております。

◎岡田（竜）委員 再エネへの転換で、現状原子力が必要との御発言だったと思うんですけども、再エネ賦課金があって、東電では事故の後の処理に再エネ賦課金を使った、本来の趣旨とは違う使い方をした経緯があります。もし何かあったときに、四電でそのような対応をされると非常に困るわけがございますけれども、そういうのももう事前に、今の状態のままだと事故が起こったときに、再エネへ転換するためのお金がそっちに使われることがないように、今の段階で求めておく必要があると思いますがいかがですか。

◎高橋環境計画推進課長 本件についてはまだ事実として、こちらでどういうふうに四電が使うか確認しておりませんので、改めて県から、どのようなお考えなのか確認したいと思います。

◎岡田（竜）委員 伺うのではなくて、こちらから発信していくべきだと思っています。

◎高橋環境計画推進課長 御趣旨の点については承りましたので、確認したいと思います。

◎竹内委員 現段階ではございますけれども、地震がくる前に伊方原発3号機の運転停止を求める請願について、エネルギーの供給の安定性とか、経済的な影響、そして技術の進歩という三つの観点からですね、即時運転停止を求める請願については、少し反対であると申し述べたいと思います。再生可能エネルギーのお話も出ましたが、安定的な電力供給にはまだまだ至っていないことも鑑みてですね。

◎久保委員長 質疑を終わります。

これで、林業振興・環境部に係る請願を終わります。

《報告事項》

◎久保委員長 次に、林業振興・環境部から、1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

◎西村林業振興・環境部長 まず、付託案件ではございませんが、令和5年度の一般会計事故繰越し、それから繰越し使用報告をさせていただきます。当部の案件が2件ございます。3ページの事故繰越し繰越し計算書をお願いいたします。表の下のほうから次のページに記載してございますが、10款の1項林業振興費の山地治山総合対策事業費、2項環境費の牧野植物園管理運営費につきましては、事故繰越しを行うこととなったものでございます。主な理由は右の説明欄に記載しておりますが、治山のほうは台風により土砂が流出しまして、工法の検討などに時間を要したこと、それから牧野のほうは工事用資材の調達に日時を要したことによるものでございます。

次に、報告事項でございます。自然共生課から、希少植物等保全対策検討委員会の概要について報告がございます。詳細はこの後、担当課長から説明させていただきます。

◎久保委員長 続きまして、希少植物等保全対策検討委員会の概要について、自然共生課の説明を求めます。

◎濱口自然共生課長 当課から、希少植物等保全対策検討委員会の概要について報告させていただきます。報告事項の資料の2ページでございます。まず、検討委員会の設置目的でございますが、1に設置要綱第1条を抜粋しております。四国カルスト県立自然公園公園施設の再整備に関して、当該自然公園における希少植物の保全や取り巻く環境を踏まえた今後の取組を検討するために、検討委員会を設置しまして、昨年6月から検討を行ってまいったところです。

昨年の議論の状況について、2令和5年度の希少植物等保全対策検討委員会での主な議論の状況で説明させていただきます。まず（1）第1回検討委員会です。昨年6月に開催しております、再整備の現地確認を行いました後、これまでの経緯の説明、その後、希少植物の保全や、取り巻く環境について意見交換を行ったところです。次に（2）令和5年度には第4回まで委員会を開催させていただいております。9月と11月と2月に開催しまして、希少植物等保全対策、景観保全対策・自然探勝路の利用、利用者アンケート等について、取組状況と今後のスケジュール等を報告し意見交換をさせていただいたところです。

次に、3検討委員会での議論を踏まえた令和5年度取組状況でございます。大きく三つ、（1）希少植物等保全対策、（2）景観保全対策・自然探勝路の利用、（3）利用者アンケートの検討に分けて記載しております。まず、（1）希少植物等保全対策ですが、一つ目、外来種が発見された場合に早期対応を行うためのモニタリング調査を、夏から秋にかけて行っております。調査結果として外来種は発見されませんでしたので、その旨を

報告いたしております。また、二つ目、令和6年度に行う植生回復調査のために、探勝路の余幅部分の砕石を一部除去しております。植生回復調査については後ほど説明させていただきます。

次に、(2) 景観保全対策・自然探勝路の利用についてです。検討委員会での意見も踏まえまして、一つ目、工事に伴い探勝路の脇に残った石灰岩の回収、二つ目、探勝路への侵入を防ぐ車止めの設置、三つ目、落雷の周知対応、四つ目、見晴らし台の石碑の修復を行っております。

次に、(3) 利用者アンケートの検討ですが、本年度に実施しますアンケートについて、委員の御意見を踏まえまして調査案を作成いたしました。以上が令和5年度の検討委員会の概要でございます。

次に、令和6年6月4日に開催しました第5回検討委員会、本年度の第1回目となりますけれども、その概要について報告させていただきます。まず、(1) 探勝路利用上の安全対策についてです。検討委員会で了解を得ておりました、停止線等の表示完了を報告し、案内版については、今後、地元と協議後に施工することを報告いたしました。委員からは、停止線等の表示後の状況を確認することの御意見がありましたので、状況を確認の上、次回委員会で報告することとしております。

次のページでございます。(2) 植生回復調査等についてです。先ほど少し触れましたけれども、昨年度の検討委員会の中で、令和6年度に実施することを報告しておりました植生回復調査と、令和5年度に引き続き実施するモニタリング調査について現状までの経過を報告いたしました。植生回復調査につきましては、砕石を除去した部分に、探勝路付近で採取した植物の種まきを行いまして、今後、経過観察していく旨を報告しております。外来種のモニタリング調査については5月14日と30日に実施しまして、3種類計12個体が確認されましたので、記録した上で抜き取って、除去した旨報告しております。委員からは植生回復調査に併せまして、路肩の採石部分の植生状況についても確認することの御意見がありました。対応といたしまして、委員の御意見のとおり、路肩の植生状況についても追加で確認を行うこととしております。

次に、(3) アンケート実施についてです。委員の了解を得ておりましたアンケート調査について、4月下旬から開始して11月上旬まで行う旨を報告いたしました。委員から、特段の意見はございませんでした。

次に、(4) 火入れ(山焼き)についてです。実施主体であります津野町から、令和6年3月に実施を予定してしていた火入れにつきまして、天候不順等によりできなかった旨の報告がありました。委員からは、火入れの時期について3月だけではなく4月上旬まで期間を延ばすとよいのではないかとの意見がありまして、津野町から期間を延長する方向で検討するとの回答がありました。

次に、（５）草原の保全に関する取組についてです。委員長から、天狗高原のような半自然草原の希少性、重要性について説明がございまして、当該草原の保全のためには、継続的な維持管理活動が必要で、県と町が協働して取り組むことが重要との御意見がありました。対応といたしまして、県と町で、維持管理活動に関する取組について協議してまいります。

５次回開催でございますが、各取組の進捗状況を踏まえまして、委員と時期を調整した上で開催したいと考えております。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎武石委員 山焼きについては早急に対応しないと、せっかくの草原が保全できなくなったらいかんで、津野町は検討してくださっているようですし消防団の御協力も仰がなければいけないので、ぜひ津野町とも連携を取って、早く実施できるように取り組んでいただきたいと要請しておきます。

それから、検討委員会で協議していただいていることは評価したいと思うんですけど、この中で動物なんかの生態系への影響。個人的な想像でしかありませんけど、探勝路ができて小動物なんかにも影響があるんじゃないか。そういう動物の生態系の影響が全然出てきていないのが心配なんですけど、その辺りはいかがですか。

◎濱口自然共生課長 動物等の状況につきましては、須崎土木事務所でやっております四国カルスト公園縦断線渋滞対策検討委員会で発表がございまして、特段希少の動物はないと、工事によって失われるようなことはないと報告がございましたので、その旨も昨年度の検討委員会で報告させていただいております。

◎武石委員 動物の動線への影響とか、ここで生きづらくなっているようなことはないのかどうかですね。須崎土木でやっている検討委員会も、担当課として今後、そちらの経過も御報告をいただけたらと思います。

◎はた委員 探勝路そのもののリスクで、今後これが活用されていくことによる希少植物への影響、つまり外来種の影響が残るのではないかと思います。それについて、県と町が維持管理を継続していくとのことですが、探勝路を認めながら、一方で外来種を防ぎ、保全して、景観を維持していくことができるのか、具体的な県の取組についてお聞かせください。

◎濱口自然共生課長 外来種が移入してくるリスクがございまして、去年からモニタリングを行っております。探勝路付近を歩いて外来種が侵入していないか、侵入した場合は抜いて除去していく取組を行っています。また維持保全につきましては、火入れをやっていただいたり草刈りをやっていくことで希少種が生えてくる素地が出てくるとの委員の御意見もございましたので、そのような取組について県と町で共同して考えてまいりたいと思っております。

◎はた委員 どの現場も人が入ることによって、環境が変わる、景観が変わることによる地域全体への影響も出てくるかと思うんですけど、探勝路自体のリスクが高まった判断が出たときには、県としては、中止・廃止といった対応もきちんと考えられているのか。

◎濱口自然共生課長 探勝路により一部希少植物が失われた御報告はございますが、一定探勝路があることによって希少植物が失われることがないか、また、モニタリングを続けていきまして、実際に探勝路を置いておくべきなのか、置いておくと本当に良くないのか、今後の委員会でもまた検討してまいりたいと思っています。

◎岡田（竜）委員 言葉の整理をしたいんですけども、希少植物、あと外来種との発言がありますけれども、帰化植物というのがあって、どれを外来種指定するのか、どれが在来種なのか、言葉の整理をしたいので教えてくださいませんか。

◎濱口自然共生課長 ここで外来種と申し上げているのは、従前津野町のカルスト付近に生えていなかった植物などが移入、外から運ばれてきて、入ってしまうとよくないということで、外来種という言葉を使わせていただいております。

◎寺内委員 説明では委員会で検討していくようなことで、理解をするんですけども、ペーパーレスになって iPad を見えていますので、現場の天狗高原の動画を。今説明したことや外来種を回収したことを入れたら、わざわざ行かなくても現場のものをリアルに見えるようになります。今後、説明とともに現場の動画があれば分かるので、以後そういうふうにしてもらえればと提言したいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎西村林業振興・環境部長 確かに現地を見に行かないと分からない部分もございますので、写真とかですね、動画になると加工等いろいろありますので、写真などを少し掲載させていただいて、イメージしやすいように準備させていただきます。そこについては了解しましたので、次回対応させていただきます。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、自然共生課を終わります。

これで、林業振興・環境部を終わります。

それでは、執行部は退席を願います。

《請願》

◎久保委員長 次に、請願について審査を行います。

請第1号「地震がくる前に伊方原発3号機の運転停止を求める請願について」を議題とし、審査いたします。

それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 先ほどの説明等々いただいて大変に理解を示すわけですがけれども、現段階ではですね、エネルギーの安定供給ですとか、経済的影響、そして技術の進歩の三つの観点から、この請願にございます、運転停止を求める請願については反対させていただこうと考えています。再生可能エネルギーの話も出ましたが、現段階においてはまだまだ不十分である、安定的な供給については不十分であることも含めてですね。現段階では、原子力発電所の役割の重要性はまだまだ大きなものがあるとの認識においてですね。今後とも、安全性を大変重視しながら、またその点について安全性という県民国民の理解を得るような努力を重ねることによって、即時撤廃については反対という思いでございます。

◎ 私は請願に賛成の立場なんですけど、県の答弁でも、一たび事故が起きれば危険性はあるんだとの認識を持たれていると、そのことが、株主総会含めいろんな機会を通じて四国電力にきちんと伝えられることが大事ですし、この請願の内容にある、地震のリスク、プルサーマルという一般的な原発以上のリスクを含む点では、県の責任は果たされるべきと考えますので、四国電力に対して稼働を停止、答弁であったように、事故が起きたときの危険性の認識については、きちんと伝えていただくように思っているところです。

◎久保委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければ、これより採決を行います。

請第1号の請願を採択することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 挙手少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

《意見書》

◎久保委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案1件が提出されております。

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書（案）が、公明党、自由民主党、一燈立志の会、県民の会、自由の風から提出されております。

意見書案の朗読は省略をしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎久保委員長 御意見をどうぞ、小休にします。

(小休)

◎ 前回も同じような意見書を出されていましたが、前回と今回で違うところがあ

るのかお聞きしたい。

◎ 3項目挙げさせていただいていますが、1項目の中に、活性化を図るためプラスチック、金属資源、生ごみ等々入れていました。その中に下水汚泥も入れていたんですけども、文言修正すれば署名するという事だったので、そこを修正して、全会一致を求めて今回出させていただいた次第でございます。

◎ 文言修正だけでなく、私たちが問題認識を持っているのは、環境省も製造者責任ということで、脱炭素、プラスチックを出さないことの企業責任を果たしていく方向性があるんですけども、この意見書の中には製造者責任に対する御意見、政策がないので、私たちは賛成できない思いなんです。その製造者責任が、前回の意見書には書かれていたと思うんですが、あえて消されている理由があれば教えていただきたいし、製造者責任について書いていないとしても、政策的にどういう御意見を持たれているのか、その点を確認させていただきたいです。

◎ 文言修正だけで、製造者責任は前回も載せておりません。下水汚泥を文言修正で外させていただいただけで、それは変わっておりません。製造者責任については、資本主義ですから大事なところですけど、小さい会社から大きなところまで様々ありますので、直ちに全てを製造者責任でやっていけるかもありましたので、全体を捉えてまずは安全の部分のしっかりとやっていく。当然その下には製造者責任がありますけれども、それができない場合の対処として、社会としてどう捉えているかも挙げさせていただいた次第です。問題として多く捉える形をとらせていただいております。

◎久保委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、明日は休会とし、7月3日水曜日の午後1時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願いたします。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

(10時48分閉会)